## 3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

	3ー1 稍仲厚古白で対象に占めた厚古白1						
			*	同仲障害者を対	り家に含めたり	章害者相談支援事業の実施方法 	
区•	町村	招	区町村で 直営	指定相談支援 事業者に委託	区町村直営と 指定相談支援 事業者に委託	その他	相談対応時間
千	代	⊞			0		平日の日中のみ対応
ф		央			0		平日の日中のみ対応 その他:委託事業者は火・金曜日、年末年始を除き開 業
	港		0				月〜金 9時〜20時 土・日 9時〜17時
新		宿			0	指定相談支援事業者へ補助して実施	直営は平日8時30分~17時(年末年始・祝日を除く) 補助事業所4か所中2か所は平日9時~17時 1か所は平日9時30分~17時(年末年始・祝日を除く) 1か所は平日10時~20時、土・祝日12時~19時 (年末年始を除く) 委託事業所1か所は9時~17時(年末年始を除く)
文		京				ー般相談支援事業は地域活動支援センターの補助金に相談事業部分も含めて補助 ・24時間緊急時相談支援事業は法人に委託	地域活動支援センター開所時間のみ対応(一般相談支援事業) 365日24時間対応(夜間は携帯電話で対応)(24時間緊急時相談支援事業)
台		東		0			月〜木 13:00〜18:00 土・日 10:30〜17:30 24時間対応可能(携帯電話転送による対応)
墨		⊞		0			月・火・木〜土の日中のみ対応
江		東			0		区は平日の日中のみ、指定相談支援事業者は月・火・ 木・土は日中、金・日は午後のみ対応
品		Ш		0			平日の日中、年末年始を除く祝日の日中
Ħ		黒		0		地域活動支援センター I 型への補助として実施	平日の日中のみ対応 その他:火曜〜土曜の日中の対応の事業所あり
大		⊞	0			指定相談支援事業者に補助	直営は平日の日中のみの対応。ただし障がい者総合サポートセンターのみ夜間(19時まで)・土日祝日(年末年始を除き8時30分から17時まで)の対応あり。 指定相談支援事業者は曜日により異なるが平日日中及び一部夜間(19時30分まで)対応あり。
世	Ш	谷		0			月~金曜日 10時~18時
渋		谷		0			土日に実施している事業所あり
ф		野			0		平日の日中のみ対応、すこやか障害者相談支援事業所は、夜間休日は緊急時携帯電話で対応(携帯電話転送による対応)
杉		並				区独自で障害者地域相談支援センターを3か所設置。3か所とも別な法人に 委託している。	障害者地域相談支援センター高円寺:祝日、年末年始を除いた火〜金の9時〜19時・土日は9時〜17時障害者地域相談支援センター荻窪:祝日、年末年始を除いた月・水〜金の9時〜19時・土日は9時〜17時障害者地域相談支援センター高井戸:祝日、年末年始を除いた月・水〜金の9時〜19時・土日は9時〜17時(第3のみ月曜定休・火曜開所)
曲は		島				指定相談支援事業者に補助で実施	月・火・水・金:13時~19時 土 : 11時~18時 第1日曜日 : 11時~18時
	北				0		平日の日中のみ対応(区直営) 月〜金:10時〜19時、土:10時〜17時(NPO法人)
荒		Ш			0		業者委託については、土日、休日も対応
板		橋			0		平日の日中のみ対応
10							

空欄:記入なし

## 3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

⋉		*	青神障害者を対	対象に含めた	章害者相談支援事業の実施方法	相談対応時間
	• 町村名	区町村で 直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と 指定相談支援 事業者に委託	その他	
練	馬		0			平日9時~20時、土・日12時~20時
足	立			0		指定管理事業者は平日9時~20時 土日祝12時半~20時(電話相談は21時まで) 区は平日の日中のみ対応
葛	飾		0			事業所により異なる
江	戸川	0			地域活動支援センターで実施(補助)	直営 平日の日中のみ対応 その他(事業所により対応時間が異なる)
大	島	0				平日の日中のみ対応
利	島	0				平日の日中のみ対応
新	島	0				平日の日中のみ対応
神	津島	0				平日の8:30~17:15の間対応
Ξ	宅	0				平日の日中のみ対応
御	蔵島	0				平日の日中のみ対応
八	丈			0		
青	ケ島	0				平日の日中のみ対応
小	笠 原	0				平日の日中のみ対応

空欄:記入なし

資料:中部総合精神保健福祉センター調べ 平成30年12月1日現在